

第18期 第6回 八尾市図書館協議会会議録

日 時 平成25年12月11日(水)

14時00分～16時05分

場 所 市役所8階 第2委員会室

出席者(敬称略)

井上 眞澄	(元京都橘大学文学部教授)
松井 純子	(大阪芸術大学)
吉川 逸子	(大阪府立中央図書館司書部長)
大久保 典子	(大阪市立中央図書館利用サービス担当課長)
新居 佐登子	(八尾市社会教育委員)
北田 信吉	(八尾市青少年育成連絡協議会)
小垣内 潤子	(八尾市PTA協議会)
水谷 希亮	(八尾市校長会：曙川東小学校長)
池田 多瑛	(公募市民委員)
永富 雅子	(公募市民委員)

職 員

浦上 弘明	(八尾市教育長)
伊藤 均	(教育次長兼生涯学習部長)
南 昌則	(八尾図書館長)
永田 敏憲	(山本図書館長)
青木 薫	(志紀図書館長)
西村 隆男	(八尾図書館館長補佐)
筒 暎子	(八尾図書館利用サービス係長)
佐古田 明奈	(八尾図書館資料係長)
丸谷 奈緒美	(八尾図書館資料係副主査)
柳 美智子	(八尾図書館司書)
竹村 千晃	(八尾図書館司書)
喜多 由美子	(山本図書館司書)
中原 優希	(志紀図書館司書)

1 教育長挨拶

2 協議案件

- (1) 市立図書館の開館日時について
- (2) 市立図書館の管理運営体制について
- (3) その他

### 3 報告案件

- (1) 八尾市図書館条例の一部改正について
- (2) 市立図書館の休館について
- (3) (新)八尾図書館のオープンについて
- (4) その他

○佐古田係長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第18期第6回八尾市図書館協議会を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

最初に協議会の資料を確認させていただきます。本日の資料としましては、先日御送付させていただいております、第18期第6回八尾市図書館協議会次第。資料1といたしまして市立図書館の開館日時について。資料2といたしまして市立図書館の管理運営体制について。その他報告案件に係る資料3、及び別添資料が4点。公民共同による公共サービスの提供に関する基本方針の具体化について。公の施設の指定管理者制度に関する基本指針。A3判のフロア図面。A4、1枚の新八尾図書館等の各フロア図の表。以上、4点の別添資料がございます。

資料に不足はございませんか。不足がありましたらお知らせ願います。大丈夫でしょうか。

では、委員の皆様におかれましては、本日も図書館の運営につきまして活発な御意見、御協議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たり浦上教育長から御挨拶申し上げます。

○浦上教育長　皆さん、こんにちは。図書館協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、本当に寒い中、またお忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。平素は図書館行政に対しまして御理解と御支援を賜りまして本当にありがとうございます。

さて、朝晩の冷え込みも本格的となりまして、あと、今年も20日余りとなりました。来春には待ちに待った新八尾図書館がオープンいたします。閲覧できるスペースが広くなりまして、また、市民の方々がその図書館でゆったりと読書を楽しめるという、そういったものを私どもも期待しているところでございます。また、今年度実施いたします図書館システムの更新に併せて、八尾図書館と同様に志紀図書館、山本図書館におきましても、そのサービスの充実に向けまして取り組みを今、進めているところでございます。特に、前回でもお伝えさせてもらいましたけども、読書通帳機また自動貸出機等の導入によりまして八尾市立図書館のイメージが大きく変わる節目になる年になっていくのかなあと考えております。さらに、市立病院跡地の龍華の図書館、その第4地域図書館のほうの建設ももうすぐ始まると思いますけども、将来、八尾市に4つの図書館ができて、その体制が本当に待ち遠しい気持ちで今現在おります。

本日は、図書館サービスのさらなる充実に向けまして、皆様から多くの御意見を頂戴して今後の図書館運営に生かしていきたいと考えております。以上、甚だ簡単ではございますけども開催の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

○佐古田係長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事進行は井上会長にお願いしたいと存じます。井上会長、よろしくお願いいたします。

○井上会長　皆さん、こんにちは。年の瀬も押し迫って参りました。あと20日ばかりになりました。お忙しいところ、協議会委員さん全員出席のもとに開催させていただきます。

す。

本日は前回に引き続きまして、協議案件として市立図書館の開館日、日時あるいは市立図書館の管理運営体制を中心に、皆さんの忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では、座らせていただいております。

それでは早速、案件に入ります。協議案件（１）市立図書館の開館日時について、事務局のほうから説明をお願いします。

○西村館長補佐　それでは、事務局のほうからお手元配付の資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。御説明の前に、先ほど浦上教育長のほうからもございましたように第４地域図書館なんですけれども、現在１２月市議会定例会が開会されておりますが、契約議案のほうが提案されております。１２月２０日の本会議におきまして可決されますと、その後本契約となりまして、平成２６年の１月から工事に入っていくこととなるということを冒頭、お知らせをさせていただきます。

それでは、資料１、市立図書館の開館日時について御覧ください。これまでも協議会におきまして、事務局から現状の図書館の御説明を申し上げまして御議論をいただいております。まず、開館時間帯の見直しについてであります。開館時間につきましては前回の協議会でも御説明をさせていただきましたけれども、事務局といたしましては現状の午前１０時の開館としたいと考えているところでございます。

次に閉館時間でございまして、前回の協議会におきまして検討案として（案２）にございまして水・木・金曜日について午後７時から１時間を延長し午後８時まで延長する案をお示ししたところでございまして、利用者のニーズや３館それぞれの利用状況なども勘案いたします中におきまして、（案１）午後７時までの延長を土曜日にも拡大することも検討案の１つとして記載をさせていただいております。

次に、休館日についてでございます。この件につきましても、前回から御協議を賜ってございます。重複する部分もございまして、まず①休館日については八尾、山本、志紀の３館につきまして現行どおり月曜日休館といたしまして、第４地域図書館は火曜日を休館日に設定いたしたいと存じます。②国民の祝日につきましては、開館をしていきたいということで考えております。③年末年始につきましては、市の条例等に合わせまして現行どおり休館とさせていただきます④祝日が月曜の場合の火曜日につきましては現状休館日といたしておりますけれども、この部分につきましては廃止いたしまして開館とさせていただきます。⑤館内整理日についてはこれまでどおり休館日といたしまして⑥特別整理期間（曝書）でございまして、現行どおり休館日を各図書館で日程が重ならないような形で検討させていただきまして実施をしてまいりたいと。かように思っております。

次にスケジュールですけれども、開館日時拡充実施を来春からの予定と考えておりましたので、そのためには平成２６年３月ごろに関係例規の改正を行って参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

開館日時につきましてはの説明は以上でございます。委員の皆様には貴重な御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○井上会長　事務局から説明がございましたが、委員の皆さん、御意見、御質問等どうぞ遠慮なく。

はい、どうぞ。池田委員さん。

○池田委員　　すごく大幅な時間の延長であったり、日にちの増加だと思えるんですけども、これは現状を前提でということですか。指定管理とかという話ではなく、今のこの直営の状態でこういったことを検討しているということで認識していいんでしょうか。

○南館長　　開館日時については管理運営体制の件とも兼ね合うこともあるかと思うんですけども、基本的には直営であるか指定管理は別といたしまして、市民サービスを提供するための図書館としてはどういう時間帯が好ましいのかという点で御議論いただけたらと思っております。

○池田委員　　直営でもこういった案が可能ということで認識していいんでしょうか。

○南館長　　そうですね、今回の場合は八尾、山本、志紀を含めまして開館日時の拡充を図っていききたいなというふうに考えております。後ほど御議論いただく管理運営体制の点につきましては、今回、前回も同様ですけども、基本的には第4地域図書館をどういう管理運営体制でしていくのかという点での御議論をいただきたいなと思っております。ですので、この開館日時の拡充については直営、また他団体による管理運営、そういったことにかかわらず図書館全体としてどう市民サービスを提供していくのかというところで開館日時がどうあるべきかというところを御議論いただけたらと思います。

○池田委員　　だから関係なくということは、指定管理を入れないということでのこういったニーズがあればこれが通るということでいいですか。

○南館長　　どれが通るかということではなくて、まず委員の皆様方として今回御提案させてもらいました案2つも含めて、最終的には市のほうで判断させていただくことになると思うんですけども、その際には皆さん、協議会の委員の皆様としてはこの(案1)と(案2)に対して、また別の案も含めましてどういった開館時間帯が好ましいのかというところでの御議論をいただきたいというふうには思っております。

○池田委員　　ありがとうございます。

すみません。続けていいでしょうか。

○井上会長　　はい。どうぞ。

○池田委員　　開館時間のほう、10時から開館ということで現行継続ということなんですけれども、これの前倒しというのはもう検討の余地がないということでもいいでしょうか。

○南館長　　検討の余地がないことではないんですけども、今の現有の人員体制の中と、それと前回もお話したように返却ポストの体制、夜間ポストの体制等々を含めまして開館時間を早めるとなりましたら、その現場は十分館内での体制、開架スペースの本の整理であったりとか、確実に返却された本が棚に並んでいるとか、さまざまなお客様をお迎えするための環境を整えておくことが前提かなと思っております。その環境整備ができてない乱雑な状態の中で店を開けて、来られた方々への対応が十分にできない中で店を開けることが好ましいのかどうか、ということも考えますと、やはりある程度整った段階で、お客様を迎えるほうがより親切なサービスなのかなというふうに考え、こういった時間帯を引き続きさせていただきたいと思っております。また今後いろんな、新しい八尾図書館におきましても自動貸出機とか、いろんなICタグ関連機器を入れることによって中長期的に早く開館できるような環境が整いましたら、その段階で改めてまた議論させていただきたいなと思っております。

○池田委員　　後々そういったことも考えていただけるということでもいいでしょうか。

○南館長　そうですね。開館の時間帯については、今回決めることが絶対もうこれで確定ということではなくて、やはり、時代の変化の中で見直していくべきだと思っております。ただ今回は、まずはこの時間帯での開館日時を進めていきたいなど。さらに今後、中長期的な時間の中で市民のニーズや、生活スタイル、ライフスタイルなど、いろんな状況によって変化することもあるかと思っておりますので、それはその都度、必要性があればまた議論いただけたらと思っております。

○池田委員　ありがとうございます。

○井上会長　どうぞ、ほかの委員さん。はい、どうぞ。

○永富委員　開館時間なんですけれども、前回ちょっと議論されたんですけれども、やっぱり夏休みの間はもう30分でもいいので早く開館していただければいいなと私は思います。その分、閉館時間を早くする日を決めるとか、職員さんの負担のないような感じでちょっと、上にずらすとか、夏時間のように早く始まり早く終わるような感じも、案として入れていただければいいなと考えてます。

それと、閉館時間のほうなんですけれども、増えるばかりでちょっと、延長時間が増えて職員の方の負担が増えるのかなあと思うので、季節によって、夏は19時までとか20時までにして、冬の間は早目に16時に閉館するとかそういう季節によって違うというのも案として出していただければなあと考えています。以前、閉館時間の検討をされる場合にお試し期間みたいな感じで19時まで延長されるときですかね、何かそういうので一回試してみて来館者がどれぐらい来られるかなというのがあったと聞いてるんですけれども、それも今回20時まで開けてみてどれぐらいの方が来られるかなあというのも試してみてまた考えることもできるかなあと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○南館長　今の19時までには開館するとき、まず週一回ずつということで各館、水・木・金とずらして開催されたとは聞いてます。ただ、今回そういった試行的なことをやりながら結論を出したらいいのかというところもあるかと思うんですけれども、一旦長くさせていただきますと、やはり時間を短くするというのを試行的にやった段階であっても、後で減少させる、時間を短くするということになる、やはりいろんな方々の御意見もいただくかなと思います。そうすると試行した結果、やはり時間をやっぱり短くしますということにもやはり難しいところも出てくるかなと思いますので、今回はさまざまな利用状況、統計データも含めまして、去年にアンケートもさせていただいて、また委員の皆様にも御配布させていただいたこともあると思います。そういったニーズを踏まえてどうやっていくのかということをお議論いただけたらと思っております。

○井上会長　いいですか。はい。

○北田委員　すみません。ちょっと教えていただきたいんですが、一応、(案1)(案2)としても前に比べたら前進だろうと、そのように思っております。皆さん意見を言っておりますが、一遍にはそれはできないだろうというふうに私は思っておりますので、特に私が押したいのは第1案ということで、100時間の延長ということで土曜日とか、7時までになるということで私は大いにこれは結構じゃないかと。行く行くは、今まで言っているようにしていただいたらいいんですが、まず第一歩ということで大いに前進があったんじゃないかと、そのように私は感じております。以上です。

○井上会長　ほかの委員さん、ございませんか。どうぞ。

○松井委員 失礼しました。閉館時間のほうを、だから、(案1)(案2)というふう  
に2つの案を提示しておられるということは、この場でどちらかに集約していきたいと、  
そういう意味合いと受けとめてよろしいのでしょうか。

○南館長 この協議会の総意として全体の中でどちらかに決めていただくということも、  
やはり、いろいろさまざまな方々の意見もあると思われま。ですので、今回は考え方と  
して2つの案を、市としては集約させていただいておりますので、それぞれの案について  
御意見をいただけたらと思ひますし、また(案1)(案2)以外にも先ほど永富委員さん  
がおっしゃったように、季節などで、弾力的なやり方もあるのではないかとということも踏  
まえ、どういった御意見がこの協議会からいただけたのかという皆様方の貴重な御意見を  
伺った上で、最終的にはこちらのほうでも、さまざまな関係部署とも協議しながら決めて  
いきたいなと思っております。

○松井委員 すみません。そうしますと、例えば、今の永富委員の中にありましたよう  
な、夏休みだけこう早くするというふうなその案の提示の仕方もあってよかったのかなあ  
という気がするんですが、ここには案としては全然出てきてないのでちょっとまあ議論が  
しにくいですね、それだと。さまざまな委員さんの意見を反映させた案が提示されて、  
その中で長短検討しながら一本化できるところを一本化していくというふうな、そういう  
議論のあり方のほうが私としては理想的かなあとは思ひんですが。いかがでしょうか。そ  
の辺の、別の案を出していただくということ。

○南館長 別の案をまた事務局から御提案させていただいたほうがよろしいということ  
でしょうか。

○松井委員 いえ、可能であればということですね。せつかく委員の意見が出ておりま  
すので。

○南館長 まあ、次回また御提案させていただくとありますと、先ほどのスケジュール  
で説明させていただいたのもあると思ひんで、スケジュール的に間に合うのかどうかとい  
うところもあります。今回はまず(案1)と(案2)に、市としては幾つかの選択肢の中  
からまとめさせていただいたところがございます。ここからまた、さらに幾つかの選  
択肢を出していただいて御議論いただくこともあると思ひんですけれども、また市がまと  
めさせていただいた選択肢以外にもさまざまな形態も、バリエーションも出てくるかと思  
ひます。そうすると、こちらとしましては案の提示を繰り返すことにもなりかねません  
ので、ある程度この2つの案をベースといたしまして、市が最終的に決めさせていただ  
くときに、皆様としてはどういう観点で市が判断していったらいいのか。逆に、皆  
さんにとってはどういう開館時間帯、店が開いてる時間帯が一番好ましいと思ひて  
おられているのかと、そういった2つの着眼点から御意見をいただきながら最終  
的にはまとめ上げていって、御提示をしていきたいなと思ひております。

○松井委員 お考えはよくわかりました。それで、開館時間のほうの話をもた  
引きずり出して恐縮なんですけれども、もし今の時点でそういう開館時間を早める  
ということが非常に難しいというふうな多分お考えが市側にはあるかと思ひます。  
なおかつ、でも市民の側にも開館時間を早めてほしいという、そういう要望は  
あるわけですね。特に若いお母様方、小さい子供さんをお持ちの方で  
そういう子育て支援、あるいは夏休みの子供たちの過ごし方という問題、  
非常に教育問題と深くかかわってくると思ひますけれども、そういう

観点からもう一回見直ししていただくということもありではないかと思えます。ただ、先ほど別の委員さんからおっしゃっていただきましたように、一気に難しいだろうということも私の見方でもそれは理解できますので、もし今回の実現が難しくても次回にはそれをもう一度検討して、開館時間を早めていただくような方向の改善ができないかどうかということを考えていただくように、今後、その点をしっかりどこかに明記していただいて留意していただくような方向に持って行っていただきたいなあというふうには思っております。

○南館長　今、委員がおっしゃったことも含めまして、今日は資料では配付しておりますけれども、昨年度に利用者の方々を含めましてアンケート調査をさせていただく中では、やはり今の開館の時間帯に関しまして、朝の店が開く開館時間帯に満足か不満足かというところでいきますと、満足、やや満足という方が全体の計算した数字がないんですけど、大体回答者数678に対して満足、やや満足という方がおおむね、470名ぐらいの方がおられて、やや不満という方が147というデータが出ております。ただ、やや不満という答えをいただいている方というのは、おおむね回答いただいたのは無職の方、年代が高齢の方が不満という答えをいただいております。それについては実際、図書館が10時に開くんですけども、開くちょっと前の時間帯に前で並んでいただいている方というのは、やはりそういう年代層の方々が非常に多くいただいております。それが果たして、時間的に余裕のある方々もおられると思えますので、そのニーズに合わせて開館を早めていくことが好ましいのかどうかというところの御議論もあるかと思えます。

その次に、実際にその開館時間を今後、松井委員さんがおっしゃったように中長期的に弾力的に見直す方向があるのかどうかということについては、今回、新しく八尾図書館がオープンすることによって利用者の動向がどう変化していくかということも、正確な、精緻なところはやはり読みづらいところもございます。新たな機械を入れることによって事務作業量がどうなっていくのかとか、夜間の返却ポストの動向はどうかとか。いろんなところの状況も加味しながら、それとあと、業務の効率性をどう図っていくのかどうかということも含めますとやはり、今回、10時ということをお願いさせていただいておりますけれども、先ほどの池田委員に対して回答させていただいたような考え方も同じですけども、中長期的にはやはり、時代、状況の変化に応じて開館日時というのはやはり市民の利便に合致するような提供をしていくべきと考えておりますので、そのあたりの開館時間帯については弾力的な考え方で見直しの、必要性は時期に応じてはあるかと思っております。

○松井委員　はい。お考えはよくわかりましたので、そういう中長期、時期がいつになるかというのは非常に難しい問題だとは思いますが、次回にはまた検討の余地があるということで、その辺はよろしく願いいたしたいと思えます。

○井上会長　ほかの委員さん、ございませんか。はい、どうぞ。

○大久保委員　すみません。土曜日についてなんですけれども、土曜日を7時まで開館しようという、その(案1)に土曜日に加わったというのは何か理由というか、お考えがおりますか。

○南館長　これは、本市の職員の勤務形態の問題も、1つあるんですけども、まず週7日のうち6日を開館しているということ、また職員の勤務形態はやはり週5日勤務という

ことになりまして、今現在、火曜日と日曜日については全体職員の半分の人数で図書館を運営、開館させてもらっております。それで、水曜日・木曜日・金曜日・土曜日というのが基本的に全員出勤の日となっております。今回、これまでの開館日時の拡充を図っていく中では、職員の大幅な人員増と超勤、超過勤務をできるだけ抑制していこうということで、水曜日・木曜日・金曜日というのは夜間勤務に当たる者については、フレックスでおおむね10時45分、もしくは11時ぐらいからの出勤とさせてもらっております。それをすることによって夜間開館を担ってきたんですけども、今回、土曜日を追加させていただいたというのは、1つにはそういう勤務形態としてサービス提供の可能性があるとということが1つと。

それと実際に、7時から8時まで開けることなんですけども、夜の7時の段階で各館利用者がどれだけいてるのかというところを踏まえますと、やはり5時から6時というのは、館内にまだ多くの方が残られているんですけど、4時ぐらいから来てずっとおられる方が5時以降もおられるということなんですけども、6時から7時の段階で新たに來られてというところになりますとやはり、利用者の数というのが一定低減していくということなので、8時まで開けるということでの利用状況がどうなのかというところの懸念もございません。そうなれば、土曜日の時間帯、土曜日は比較的休みの方も多いので4時、5時にも利用者がまだ、多くの方がおられます。そうすると、そのまま引き続きサービスを提供していくことがいいのではないかとということと、職員の体制についてもある程度大幅な人員体制の改善を行う必要もなく、可能性としたら土曜日でも提供できる体制は整っているのではないかとということで土曜日にも新たに提案させていただいております。

○井上会長　大久保委員さん、よろしいですか。ほかの委員さん、何か、どうですか。

前日も（案1）の方向性というのが委員さんの中に多かったような気がいたします。ただ（案2）でいいますと、私は奈良県の香芝市というところに住んでるんですが、図書館が開館して20年ぐらいの間ずっと、夜間は20時まで開館してたんですが、どうも先ほどちょっと説明がありましたように、19時から20時の間の利用が少ないということで、一昨年から延長開館を、8時までだったのを7時に1時間繰り上げました。だから、開館時間が短くなってますが、そういう例もあるということをご参考までに申し上げておきます。

それから、10時開館というのはやっぱりぎりぎりの線だと思います。これ以上早めるとなると職員が、目に見えない開館までの準備というのが、これは市民の方々には見えにくいんですがいろんな作業がありますし、そうしますと10時以前になりますと、職員が早出勤、通常の出勤時間では開館に持っていけないということで早く出勤しなければならないということがありますので、これ、勤務時間の朝の、早出のまた体制も考えなければならぬ、将来は考えていただくとしても難しいんじゃないかと思います。個人的に私が今感じるところはそういうところでございます。

これはもう来年の4月から実施ということで、一応案として協議会の考え方としてまとめるわけですか。1か2か。

○南館長　まあ、1か2かでまとめて、それ以外の案もあるかと思われるんですけども。いや、この、先ほど松井委員のときに回答させていただいたように、この案のどちらかを協議会としてまとめて、どちらかの案に絞っていただくということも1つかと思うんです

けども、そうなるといういろんな方々の御意見もあると思いますので、まず委員の皆様としてはどういう観点からやっていただいたらいいのかということの御意見をいただけたらと思います。

○井上会長　　そうしたら、委員全員の皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。ここで順に。副会長、どうぞ。

○新居副会長　　すみません。私もこの土曜日のサービスを入れていただくというのは、例えば返却サービス、駅のところにポストを置いてもらってる、あれなんかもすごくいい案やなあと思ってました。それで、その整理やら何やらしたらやっぱり朝は10時、そして、夜はもうなかなかそんな遅くまでやってもらうというのも気の毒なので、7時までというのが一番いい案かなと私は思っています。

○井上会長　　はい。ありがとうございます。吉川委員さん。

○吉川委員　　私ども、府立の中央のほうは、今、平日は19時までなんですけれども、18時過ぎますと大体の利用者が少なくなってまいります。少し都市的に似てる部分があるかと思いますが19時というのは、土曜日が私どもは5時で閉めてるんですけど19時ということなので妥当な線なのかなあというふうに思っておりました。あと、法定点検なんかで、例えばシステムを全部とめて電気が通じないというようなことを年一回は必ずしなければいけないかと思うんですけれども、あと府立中央と中之島の図書館とほとんど開館日、休館日がずれておまして、非常に苦労しているというのが実態なんです。年に一回きっちり休みを合わせるのがぎりぎりというのが実態というところがありまして、そのあたりも無理がないように、これはきっと⑤の館内整理日に全館を閉じてされるのかなあというふうに思ってたんですけれども。そこも御無理がないように、どうしても一般の利用者の方々は少しでも長く、少しでもたくさんの日数というふうに思われて、それは本当にそうだろうなと思うんですけれども、会長さんもおっしゃいましたように見えない仕事というのはたくさんあって、支えている部分もあるので、そこのところもお考えになった案かなあと思いました。

○井上会長　　はい。どうぞ。大久保さん。

○大久保委員　　実態だけ申し上げますと、大阪市も地域図書館は7時までで中央図書館が8時半までですが、中央図書館も7時を過ぎますと利用者の姿というのは、滞在しておられる方というのは随分と少なくなりますので、7時というのは現実的な時間ではないかなということと、土曜日につきましては、大阪市の場合は全て5時ですので、どのような利用が土曜日に7時まで開けられてあるのかというのは逆に教えていただきたいなと思っておるところです。

○井上会長　　はい、どうぞ。

○小垣内委員　　はい。私も時間が7時までというのはいいことだとかどうか妥当かなということで、土曜日が増えたというのはすごく前進してるのかなと思うんですけれども、ただ、水・木・金・土、4日、週7日のうち4日間ずっと7時というふうな必要性がちょっとあんまり私はわからなくて、前回の会議も前々回の会議も夏休みだけは早く開けたほうがという意見を私も申しましたし、水・木・金・土を全部7時までということではなくて、どこかの曜日を6時とかにするとかということによってその1時間を朝、夏休みの1時間の前倒しにするというふうな、こう時間の組み方というのは勤務状況としてできることなのか、

もしできるのであれば、夏休みに限ってはやはり調整をお願いしたいなあというふうに考えています。

○井上会長 はい。いいですか。はい。

○池田委員 私も（案1）の19時までというのが妥当かなあと思ってます。すみません、先ほどその開館時間の前倒しということを書いてたんですけども、それもあくまでも常にというわけではなくて、やっぱり子どもの、長期の休みに限定してということでもた御検討いただけたらと思ってます。

○井上会長 はい。こちら、水谷さん。どうですか。

○水谷委員 私も（案1）のほうでいいなあと考えております。土曜日についてもこの7時までする必要があるかどうかという御意見もありましたように、私もそういうふうに思います。もっと早く終わってもいいのかなあというふうに思います。夏休みについても9時からというふうなお話もありますけども、お家の方々、皆さんどうでしょうね。そんな早く、みんな行け行けと言いはるのかなあかと思ってね。現実的に9時から集まるというのはどれだけ多いのかというのはちょっと私もよくわかりませんが、まあ今のところ（案1）がいいかなと思っております。

○井上会長 はい。ありがとうございます。

というようなことで、もう協議会の委員全体としてのまとめはいたしませんけども、それぞれの委員さん方の御意見を聞いていただけましたので。はい。そういうことで。

○南館長 今、全委員からいろいろ御指摘、御意見をいただいておりますので、そういったところも踏まえまして再度もう少しまとめていきたい、内部でもう少し検討しながら今の御意見を踏まえてこの（案1）（案2）どちらかに絞るのではなくて、もう少し弾力的なやり方の可能性も含めた検討でまた再度御提案をしていきたいなと思っております。

○井上会長 委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。協議案件の（1）の市立図書館の開館日時につきましては、委員の皆様方、（案1）に賛成の方が多いということで、一応これで協議案件の（1）について終わらせていただきます。

次の（2）の市立図書館の管理運営体制についてに関しまして、再度、事務局のほうから説明してください。

○西村館長補佐 それでは、協議案件（2）の市立図書館の管理運営体制についてでございます。

説明に入ります前に、ちょっと資料の訂正のほうをまず、させていただきたいと思いません。資料の確認をお願いします。6ページの（4）指定管理者制度導入に対する課題事項への対応策（案）の説明文の1行目の後段ですけれど、「課題される」という文字の削除をお願いしたいと思います。二重で書かれてると思いますので。あと、8ページの下段の「募集要項での記入例」の上から4つ目の点の、カッコ内の表記ですけど、司書有資格者というのが正しいんですけども、変換ミスで変な変換になってますので、ちょっとその部分を直していただきたいと思いません。申し訳ございません。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

まず、図書館4館体制時の管理運営体制（素案）についてでございます。前回の協議会でもお示しをさせていただきましたとおり、4館の運営体制について窓口業務委託等を導

入し平成27年度から運営をしていくのか、もしくは現状の八尾・山本・志紀の3館を直営といたしまして第4地域図書館に指定管理者制度を導入して、その状況を踏まえて4館体制を運営していくのか、本市の図書館に関する諸条件を踏まえまして、どうすることが図書館の管理運営上、体制上望ましいのか、今その姿を検討しているところでございます。資料にお示しをいたしておりますように、窓口業務委託、指定管理者いずれの方式で運営していくのか、現状での決定はなされていないわけでございますけれども、前回の協議会におきまして、事務局では第4地域図書館の管理運営体制については指定管理者制度の導入を1つの方向性として持っております、課題整理を進めていきたいということでの発言をさせていただきました。そして、委員の皆様からさまざまな御意見を頂戴いたしまして、それを参考に以下、課題整理をさせていただきましたので御確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次のページの2ページ、2-1指定管理制度の導入についてでございます。

(1) 八尾市立図書館運営に関する大きな課題についてでございますが、①にありますように厳しい財政状況におけます効率的・効果的な仕組みづくりの必要性がございます。②図書館行政に対する多種多様な市民要望への対応が必要でございます、本市の公民協働によるサービス提供の指針、指定管理者制度に関する基本指針等に照らしまして、指定管理者制度の導入が見込めるものとして現在判断しているところでございます。

次に(2)指定管理者制度導入における期待される利点でございます。指定管理制度を導入することで現状、考えられる利点、6項目について列挙させていただきました。①図書館サービスの質の向上②民間事業者のノウハウを生かした新たな図書館サービスの提供③開館日時の拡充④市民要求への迅速な対応⑤サービス向上経費、人件費を含みますがその抑制⑥図書資料調達手段の多様化、迅速化の以上、6項目でございます。ただ、指定管理者制度を導入しております他市の事例におきまして、本市においても効果を期待する項目を別途列挙いたしておりますので、御確認のほうをよろしくお願ひいたします。

次に(3)指定管理者制度の導入に対する課題事項といたしまして7項目列挙いたしておりますが、次の項目(4)の対応策(案)についての中で、順に課題事項を取り上げまして対応策等を記載してございます。指定管理者制度を導入する際には期待する導入効果が具体化でき、また課題に対して適切に対処するため、指定管理者募集要項等において規定することを遵守するとともに、別途基本協定書などにおいて規定することで対処したいと考えております。

それでは、順に課題事項について説明をさせていただきます。

まず、「図書館事業の継続的かつ安定的な実施の確保」でございますが、①指定管理者選定の審査基準において、過去の実績や事業者自体の経営状況を専門家がチェックした上で候補者を選定することで対応ができるものと考えております。次に、「事業の水準の維持及び向上」でございますが、②中央図書館的機能(市全体のコントロール機能)は市の直営とする。③市直営図書館が実施する各種サービスを原則として実施・提案することを求める。④窓口での市民要望やトラブル等を各館共有化する仕組みを構築する。⑤市直営図書館が実施するサービス内容(貸出点数、予約処理、延長手続等など)を網羅するマニュアルの作成と執行チェック体制の構築(モニタリングの活動)を行うということです。⑥定期的な図書館の連絡会議の開催を行うことによりまして、この問題については対応で

きると考えております。

次に「司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上」についてでございますが、まず⑦司書職員比率を現状の市直営の比率と同程度とすることを求める。⑧司書職員のうち各業務の主任職員には、司書資格取得後の年数であるとか図書館勤務経験年数などを雇用条件とする。⑨図書館職員研修を指定管理者と合同開催をすることで知識・ノウハウの共有化を促進する。⑩人事異動について事前に市と協議等の場を設けて対応することで一定、この部分については対応できると考えております。

次に「指定管理期間の設定」についてでございますが、⑪（次期が異なる指定管理者の場合）「八尾市公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」に基づいて業務引継期間を十分に確保する。⑫サービスの継続や人材の確保、長期固定化の弊害の排除、計画的な管理運営体制等の観点から適切な指定管理期間を設定することで対応できるものと考えております。

次に「業務範囲と役割分担」についてでございますが、⑬本市と指定管理者とのリスク分担の考え方や危機管理について、本市の指定管理者制度基本方針を参考に募集要項で規定する。⑭図書館資料の選定や除籍、寄贈の受け取り等に関する責任の所在を明確に募集要項や仕様書、契約書等に規定することで対応できるものと考えております。

次に「モニタリング及び評価の仕組み」についてでございますが、⑮市の指定管理者制度で位置づけるモニタリング制度を厳格に適用する。⑯図書館協議会委員等による各図書館のモニタリング活動を展開することで対応できると考えております。

次に「他の図書館とのネットワーク機能の継続的な実施」についてでございますが、⑰中央図書館的機能（市全体のコントロール機能）を持っている八尾図書館が広域関係の調整機能を果たすことによりまして対応ができるものと考えております。以上、課題事項に対する対応について御説明をさせていただきました。資料にもございますけれども、記入例、視点なども記載させていただいておりますのでその点も御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に（５）スケジュール案でございます。先ほど、冒頭で申し上げましたとおり、平成27年夏の開館を目指しまして、第4地域図書館のほうですけれども、平成26年1月からの工事開始予定となっているわけでございますけれども、この開館までのスケジュールから逆算をいたしまして、大まかではございますがスケジュール案をお示しさせていただいております。

平成26年春に設置等の方針等を確定とございますが、具体的に言いますと、御協議をいただきます管理運営方法の方針を確定しなければならないのが平成26年春です。これを受け、直営以外の窓口業務委託、指定管理者いずれの方式にしましても、事業者選考を平成26年度中に実施し準備に入ります。順調に施設整備がなされれば平成27年春に第4地域図書館を含む複合施設が竣工される予定でございますので、その後、開館準備を進めまして同年の夏ごろのオープンを目指したいと考えております。

以上、大変長い説明でございましたが、市立図書館の管理運営体制の説明とさせていただきます。よろしく御協議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○井上会長 事務局から管理運営体制につきまして説明がございましたが、ちょっと確認ですが、よろしいですか。

八尾市の場合は、今、2つ別の資料をいただいておりますけれども、新しい施設をつくる場合はまず指定管理を導入するかどうかということをお必ず検討しなければならないという、そして方針を出す必要があるということですね。そう考えてよろしいのでしょうか。

○南館長　　まず原則的に、新しい公の施設を設置する場合にはこの今回示させていただいております公民協働に関する指針等を含めまして、その施設をどういうふうに管理運営していくのかということをおまず検討していくということが、これは本市の全体的な行財政改革の流れの中で1つの方針として固まっておりますので、一定、新しくできます第4地域図書館におきましても、この市の基本的な指針に基づいた一定の検討が必要というふうになっております。

○井上会長　　はい。それともう一点ですが、スケジュール案で平成26年春にということおは、具体的には市の定例議会というのは年4回ほどありますが3月議会に、26年春の3月議会にそういう方針をいわゆるもう、それまでに決めなければならないということですね。そうしないと、あと、翌年のその夏の開館にはスケジュール的に間に合わないということで期間が余らないということおすけれども、そういう方向でいかなないとスケジュールが間に合わないというふうにお理解していいんですか。

○南館長　　期間におきましては、この当該施設におきましては図書館以外にもコミュニティセンターであったりとか出張所であったりとかという複合施設になっております。今回は、他の施設の設置に関する考え方を議会にどう示していくのかというところの歩調を合わせながら、この第4地域図書館の管理運営等に関する、設置に関する考え方をまとめていきたいというふうに思っておりますので、今現在で必ず3月ということではこう回答しづらいんですけども、事務的な考え方でいきますと、この3月ぐらいをタイミングというふうにお考えております。

○井上会長　　はい。わかりました。非常に難しい問題ですが委員の皆様方、御質問なり御意見がありましたらどうぞ。はい、どうぞ。

○北田委員　　少し教えていただきたいんですが、今、八尾の図書館、新しい図書館ができてますね。これに対しては管理者を、指定管理者を入れるという、私この間ちょっとそういう面に聞いていたように思うんですけど、誤解ですか。それと第4に関しては、第4図書館ということは龍華ですね。龍華はもう完全に指定管理者でいくと。図書館運営にこう書いてますね。これは決定なんでしょうか。ちょっとその点、ちょっと教えていただきたいんですが。

○南館長　　八尾図書館におきましては来年4月、後ほど御説明させていただきますけれども春オープンを予定しておると。それにつきましては、今、西村のほうから説明させていただいた全般的な流れの中でも中央図書館的な機能を担う根幹的な図書館というふうには考えております。よって、八尾図書館におきましては、外部ということではなくてこれまでどおりに八尾市の直営という形での、サービス提供の中心的な役割を担っていきなと。今回の第4地域図書館につきましては、決定ということではなくてある程度こう方向性で市としては考えておると。それに対して皆様方の意見を踏まえながら今後の検討の中でまた、一定の判断のほうに進めていきたいなとは思っています。

○井上会長　　よろしいですか。はい。どうぞ、はい。

○池田委員　　すみません。教えていただきたいんですけども、どうしても素人目に図

書館というお金を取らない施設で民間が入って、企業というのは利益を追求しますからそういったところで果たして可能なんですか。されてるところもあるんですけども、何かどうも図書館にはやっぱりそぐわない気がします。例えば、サービスが向上してということで先ほどの議案にもありました時間の延長とかが可能になったとしても、予算の軽減とかも指定管理を入れる理由の中にもありますけれども、そういったのが決められた予算の中でサービスを増やそうとすれば働いてる職員さんの負担というのは必ず増えますよね。そうなったときに、頑張れば頑張るほど自分の首を絞めるようなことを指定管理の業者さんというのはされるんでしょうか。すごく不安があるんですけども。

○南館長 指定管理者に対して、いろいろ言われるパターンの事例としましては、利益を生まない、図書館法では無料が原則と言われている図書館で、果たしてそういう民間企業がなじむのかどうかという議論は、御意見は多々出てるのはこちらも承知しております。ただし、他市の事例でいきますと必ずしも図書館では全てが無料ということではなくて、一部サービスを有料なサービス提供を行いながら図書館に関連する事業として、そういった展開を図っておるところもあるというふうには聞いております。それと、頑張れば頑張るほど首を絞めることになるのでしょうかというお尋ねなんですけども、今の段階で私のほう、市のほうからそうですとも何とも言いようがないのは事実です。

○井上会長 どうぞ。

○池田委員 図書館の関連するところで、その一部有料にするというのは具体的にはどういうことを指してらっしゃるんでしょうか。

○南館長 関連するものというのと、図書に関連しての書籍の販売をやっている事例もございまして、さまざまな文具の提供であったりとか、そういったところがあるというふうには聞いております。

○池田委員 他都市のほうでもツタヤが入ってされているのは存じてますけれども、全然ちょっと規模が違うのではないかなあとと思います。やっぱり、直営というのは難しいんでしょうか。今の人員が増やせないということであれば配置換えとかでどうにか今の状態で、やっぱりなおかつだめっていう判断でそっちに変えるというようなことはだめというか、検討の余地はないんでしょうか。

○南館長 これまでもさまざまな自治体さんの事例も伺っております。前回、市としましては基本的に説明させていただいたように、基本的には公の施設についてはどういう管理運営体制にするのかという市全体的な行財政改革の流れがございまして、そのフロー図に照らし合わせてこの第4地域図書館をどう運営していくのかということの議論になると思います。さまざまな運営形態もございまして、本日お越しいただいている大阪府さん、大阪市さんのような窓口業務委託という形式など、我々としてもいろいろ調べる中で、八尾市と同等規模の自治体さんの話も伺わせていただきました。ただ、市の行財政改革の基本的な部署との調整をする中で、内部でいろいろ議論する中で、一定こういう指定管理者制度というところがまず1つの方向性としてまとめ上げさせていただいたところでございます。

○井上会長 はい、どうぞ。

○池田委員 ちょっと話がそれるかもしれませんが、先日の「じんじん」の上映がありましたけれども、その際にも地域のボランティアの方々からたくさん御協力いただき

て、終わってからもっとこういう機会があればどんどんお手伝いしたいって前向きに考えてらっしゃる方が地域にはたくさんいらっしゃるんですけども、そういった方々が例えば何かしたいと思うときに、やっぱりその仕様書ですかね、仕様書以外のことをするという事になったときに、やっぱりそういうことがかなわないんじゃないかなという危惧があるんですけども。

○南館長　今回、資料でお配りをさせていただいてる中で、現在も八尾図書館においてはさまざまなボランティアの方々の御協力をいただきながら、共催しながらお話し会や催し物ということを取り組ませていただいておりますし、また池田委員さんもいろいろと八尾図書館とかに御協力いただいている事実もございます。その中で、これが指定管理者になったら、そしたらNPOとかをやっているボランティアの方々がかかわれないのかということを決してございませんで、そういうボランティア団体と協力しながら催し物を、事業展開をしてるという事例もありますし、そういったところについては仕様書の中で、協定書の中できちっと明記をさせていただきたいというふうなところを今回、資料の中でも書かせていただいております。まずは、さまざまな御懸念のことがあると思います。それが、管理主体が公か民かということでの大きな懸念ではなくて、図書館、新しい図書館がサービスをどのように提供していくのか、というところでいろいろニーズがあると思われまして、そういったところの御意見をいただきながら市としては募集要項であったりとか、協定書であったりとか、仕様書であったりとか、そういったところに細かく明記をさせていただいて、こういった前提上、また審査する中においても審査基準等でそういったところの提案がこういった内容になっているのか、体制がどうなっているのかといったところを一定、審査のフィルターを通しながら選定作業させていただきますので、全く市の関与がないとか、今までの直営でやってた部分がなくなるとかということではなくて、今までの八尾、山本、志紀図書館でやっておった事業展開を引き続き行いながら新たなサービス提案を期待したいなというふうに思ってます。

○井上会長　先ほど質問されてた中で有料の問題がありましたよね。図書館法17条で図書館の利用は全て無料となるという無料の原則というのがはっきりありますので、唯一の例外はコピーサービスですよ。コピーをする場合1枚10円とか、それは利用者のもことになるので受益者負担という考え方で唯一無料でない。だから、この指定管理者制度を導入して、例えば郵送代をお願いする。他の図書館から相互貸借で本を借りてもらう場合、郵送代を利用者に負担させてるという図書館があります。だからこれは明らかに、図書館法の趣旨からいって、指定管理になろうが何をしようが、それは図書館で持つべきで、郵送代を利用者から取るというのは間違い。図書館法違反になりますし、それから、各種講座とかあるいは宅配サービスを一部有料にしている図書館があります、指定管理者の。だからこれは明らかに図書館法に違反してますので、指定管理になっても基本的に図書館法17条の規定というのは適用されるべきであって、図書館の利用は全て無料と。そういう図書館法17条の規定は指定管理になっても適用されるというふうに理解していただいたらいいかと思います。

ただ、指定管理者制度導入をして、そのいわゆる受託者がいろんな講座とかを有料でやるという場合、このいわゆる本来の何というか、微妙なそういう問題は残りますけどもね。一部有料で講座等をやるということ残りますけども、だけどこれも考え方によっては図

書館法の趣旨からいっておかしいというふうに、それは住民の方がはっきり図書館側に申し入れをしたらいんだということです。すみません。ちょっと余談ですけども。

ほかの委員さん方、どうぞ。

○水谷委員　すみません、よろしいですか。

○井上会長　はい、どうぞ。

○水谷委員　財政の中で削らないとあかんところは削っていかないとあかんところの、行財政のそこら辺が考えられてるかと思うんですけども、館長さんのほうから考えて、切り詰められるところは切り詰める、本当に指定業者がするのか今までのような公的ところがするのかどっちがいいかといったら、本当のところはどういうふうな感じで持っておられますかな。館長さん、切り詰めないとあかんことは切り詰めないとあきませんよ。

○南館長　水谷委員からは何と答えていいのか難しい。水谷先生とはまあ20年来のつき合いなので。正直ですね、私自身が以前にいた部署が企画行革部門でありまして、そこで8年間仕事をさせてもらっておったので、市全体の中の財政運営はどうあるべきなのかというところと、また昨今の行政関与の必要性、行政の守備範囲の問題についてもいろいろ過去から議論とか研究等をさせてきていただいたつもりでございます。ただ、直営でやる部分の行政サービスにも必ずしもあるだろうというふうな思いも持っております。ただし、この概念的な部分だというふうなところもあるんですけども、図書館サービスというものが提供者の主体からどう考えていくのかということもありますし、また図書館を利用される多くの方々はどう思っておられるのかということも1つの市としては考えていくべきところかなと思っております。基本的には、図書館のサービス、利用者の観点から見たときにどのようなサービスの提供手法が限られた財源の中で効果的なサービスを提供しているのかと、市民にどう判断いただくのかということはどう市は示していくのかということが重要なところかなと思っております。

○水谷委員　指定業者さんですかね、そこが入ってむちゃくちゃになるということはずないでしょうなあ。

○南館長　そうですね、実際に大阪府内でも大阪狭山市さんであったり和泉市さんとか4市の自治体さんが導入されておりまして、利用者に対して何か大きな問題があったところの話は昨今も聞いておりませんし、開館時間がふえたことによって利用者からの満足、それと指定管理者を導入されてる自治体のほとんどがモニタリングということで利用者のアンケートをとったりとか、それと市のほうが実際に運営のチェックに入ったりとかいろんな評価をされておりまして、またそれもホームページにアップもされております。最近では、和泉市さんの図書館がモニタリングした結果もホームページにアップされておったんですけども、課題点については何点かあるかと思うんですけども、おおむね利用者の満足はいただけてるような評価点もあります。ただ、指定管理者の契約が解除されたという事例もあるのはあるんですけども、それにおきましては、指定管理団体のほうの関連企業のほうのいろんな問題があって、引き続き運営ができないような状況になったということで解除になったという事例はあるんですけども、図書館サービスを指定管理者にすることによって大きな弊害が起こったというようなことについては私の中では把握はしていません。

○水谷委員　ありがとうございます。サービスの向上ということで要は、この間テレビでも見ましたんですけども、図書館の中に本屋さんが入ってくる。こういうのも僕、いいなあと思います。さっき無料というふうな感じもあるんですけども、例えば人形劇なんかを子どもらのために開催して100円ぐらいのお金を集めるとか、そういうのはもう別に親はきっと何も言えへんし、ああ、安いからいいなあ、いいの見せてもらっていいなあとそういうふうな、無料の部分も大事なところはあるんですけども、そういうふうなところもこれからは、時代の流れとして必要なのかなあというふうに思います。本当に、むちゃくちゃになれへんかったらそれでいいのかな。例えば、今の業者さんがあかんようになってしまった場合に、さっと次のところに流れとしていけるような、スムーズに流れていくような体制があればいいなあと思っております。

○井上会長　ほかの委員さん方、どうぞ。はい、どうぞ。

○永富委員　指定管理者制度とかの業務委託に変えるということの一点に経費削減ということが大きな要点であると思うんですけども、今の段階で、職員の中で第4地域図書館も踏まえてするという案の検討はされたことがあるんでしょうか。この案の中ではもう窓口業務委託と指定管理者の方式しか書いてないんですけど、現行のままで全て直営でやるという検討案というのもあると思うんですけど、それはなされたんでしょうか。

○南館長　もう1点の、窓口業務委託という手法についても、これまでも幾つかの自治体さん、大阪府さん、大阪市さんの現状とかも資料で見ると中で内部的にも議論をさせていただきまして、ただ1点、実際に同等規模の、府内・府外のいろんな自治体さんのお話を聞く中で、窓口業務委託をした場合の懸念としては、やはり指揮命令系統の複雑さであったりとか、それと現在の働いている司書さんたちの職が大きく変化するということでの懸念も話があるというふうには聞いております。今、八尾市の中で頑張っていただいている職員さんに引き続き仕事のやりがいをどう確保していくのかということも大きな問題かなというふうには思っておりますので、そういったところも加味しながら今回の一定の結論にさせていただいたというところです。

決して経費面のメリット、デメリットだけを踏まえて指定管理者ということではなくて、引き続き直営でサービスを提供していくことの、全ての図書館を指定管理者にするのではなくて直営の部分でやる部分は直営として堅持していきますので、その直営で提供する部分の中で職員がどう働きがいを持ってやっていけるのかというところを大きく考えていくべきかなというふうに思っています。

○井上会長　はい、どうぞ。

○永富委員　この1ページ目の次の段階というのを見ると、だんだん八尾の図書館だけを残してほかが指定管理とか業務委託のほうに回っていくのかなあと思うんですけど、その場合、今いらっしゃる職員さんとか司書さんはそのまま残ってできるという体制は踏まえてらっしゃるんでしょうか。

○南館長　基本的にはそのような考えでいます。

○井上会長　よろしいですか。

私が質疑するのも何ですが、いわゆる直営から指定管理になったという大阪府下の自治体が幾つかありますけど、直営の時代のサービスが余りにもひどいので指定管理になったほうがまだましだと、そういう判断をされてるわけです、具体的に申し上げますと。だか

ら、一定のサービスしてるところを、そんな指定管理になったら困るというのは声は当然出てくると思います。市の名前は具体的に出しませんけれども、そういう状態が住民にとってみれば直営よりも指定管理のほうがサービスが向上したではないかというふうな声が当然出てくると思います。それと、今、ちょっとおっしゃってましたように山本、志紀、第4については地域図書館ですね。基本的に図書館サービスというのは均質なサービスとって同じサービスを展開する、地域館であればその地域館でサービス、地域性というのは若干考慮しなきゃなりませんけどもサービスに差があったら問題になるわけです。ですから、基本的にやっぱり直営なら直営、指定管理なら地域館は全部、全て指定管理と、これは一度にいきませんか知らんけど将来はそういう方向で次の段階で進んでもらわないと、このまま第4だけ指定管理になって後は現状のままということであれば、同じ市立の施設としてこれはサービスに差が出ますので、それは問題になると思います。だから、直営で人数を増やして運営できない、市の財政状況とかそういう指定管理の市の方針とかありますので、せめて、例えば大阪市さんが分館は全て窓口委託でしてますけども、それは分館として同じサービスという展開の方向ですので、その辺が第4図書館だけいきなり指定管理にした場合の問題点としては残ると思います。

はい、何か。どうぞ。

○池田委員　　ちょっとぼやきのような形になるんですけどすみません、5ページの他の自治体における指定管理者導入効果で本市においても期待する項目と書いてあるんですけど、これは、ごめんなさい、何か当たり前と言ったらあれなんですけども、丁寧な接遇とかわかりやすい説明というのは今の状態でも十分していただけることではないのかなと思ったりしたんですけど。何かこういうことを期待すること、これだけじゃないですけども、こういうことに鑑みて指定管理を入れるというのも何かおかしな話だなあと思うんですけども。

○南館長　　すみません、資料の構成の表題のタイトルにちょっと不備があったのかなと思っております。決して、ここで挙げている11項目を実現させるためにそういう指定管理者制度を導入するというのではなくて、他市の自治体さんにおいてはこういった事例を挙げておられますと、幾つか事例を挙げてる中で当然市として基本的には、期待する効果のところは3ページ、4ページ等で大枠なことは書かせていただいております。ここで親切丁寧な対応ができたということの御意見、効果として挙げてる事例があったので、我々としてはこういうことも1つの導入の効果が期待できるものだということで列挙させていただいてるところでございます。

○井上会長　　先ほど私、言いましたように、直営のサービスが余りにもひどかったからこういう効果が出たというそれは事例ですので、八尾市にこれが当てはまるとは、考えたら当然。

○池田委員　　すみません。何かこう行政というのは市民サービスの向上というのも、サービスを提供するということだと思ってるんですけども、そしたら民間だと、普通の企業だと丁寧な接遇とかまで言わないでも普通に挨拶したりとか、図書館へ行ったときにですね。そういったことというのは当たり前だという認識なんですけれども、あえて書かれているのでちょっと何か、えっと思いました。すみません。

○井上会長　　役所の窓口で接遇が一番いいと言われるのは図書館です。どこの役所に行

っても。だから、私が現役で図書館員でおりましたころは、役所がよく窓口が図書館職員の対市民の接遇サービスを勉強しなさいと、逆にそういうふうに言われてた時代が、もうこれは二十年、三十年前の役所のいわゆる利用者、市民に対する窓口の対応というのは非常にひどい時代がありましたので、御存知だと思いますけど。そういう時代もありましたので、丁寧な接遇というのは、これは今おっしゃったのも当たり前なのです、図書館ではね。ちょっと余計なことですけど。

どうぞ。はい。

○松井委員　すみません。指定管理の導入については非常に大きな問題というふうに個人は捉えておりますので、十分な議論をこの場でさせていただきだとは思いますが、基本的に市側の考え方としては直営で運営すると別途正規職員を配置したりということ、職員の数を増やさないといけないというふうな状況が出てくるわけですよ。その正規職員の数は基本的には、絶対にと行っていいほど増やせないという、そういう方針がまずあるんだという、そんな理解でよろしいのでしょうか。

○南館長　方針というのは、市全体的な定数の見直し、削減の流れがありますので、その中で教育委員会の定数もあるのかなど。今現在、人員が増やせる、増やせないというふうなことについては何とも判断、お答えしづらい部分があるかとは思いますが。

○松井委員　館長にそういうふうに答え、回答をされるとちょっと私のほうは非常に困るんですけども、例えば、今の正規職員の配置を見直して、第4地域図書館のほうに今の、現状の正規職員の中から何人か第4地域図書館のほうに配置換えという、そういう考え方はないのでしょうか。

○南館長　そういう考え方で今の人数を4分の3に減らして、何とか4館に配分していくというやり方もあると考えます。ただ、各館で一館当たり平均するとやはり職員数については先ほど申したように半数勤務のときもありまして、半数勤務のときにはやはり臨時職員を採用しながら対応している、何とかやっているという状況です。その中で4つ目の図書館におきましても職員を配置していくとなると、やはり15、16名、20名近い延べでいくと必要なところがあります。その人員をどういうふうに確保していくのかということも大きな課題だと思いますし、今の人員を4つに分散したとなりますと、その各館でどういった形で人員の不足分を補充していくのかということも課題かなと思ってます。そういったところを加味しながらの一定の考え方をまとめてきたところですよ。

○松井委員　すみません、細かい質問ですけども、正規職員は今、全体では何名ですか。

○南館長　八尾図書館の正規職員については、平成25年度で14名です。

○井上会長　ついでに嘱託とか、みんな言ってください。

○南館長　嘱託等と、非常勤を含めると44名ですので、正規職員と嘱託等を含めると58名です。

○松井委員　それだけの人員がいるので、第4に配置換えということは十分に可能じゃないかなと思うんですけども。

○南館長　先ほどの、実際に八尾におきましてはさまざまな資料の管理だったり、予算管理であったり、庶務的なこともやらせてもらっております。また、山本、志紀におきましては夜間開館であったり、半数勤務開館であったりとかそういったことをやっておりま

すので、今の現有体制の中で厳しい状況であるというふうには考えています。

○松井委員　ですから、不足するところを非常勤職員の配置によって補うという考え方はどこの自治体でも、どこの部署でも採用していることだと思います。ですから言ってしまうと、大阪市さんが窓口の部分だけ委託しているというのもそういう考え方ですね。正規職員をそれ以上増やせなかったのが、正規職員は分館には2名しか配置されてませんので正規職員が1名のときもあれば2名のときもいますけれども、まあ1名で正規職員が維持されてるといふ、そういう状況も多分あると思うんですね、分館のほうでは。ですから、八尾が今おっしゃったような人数がいる以上、第4に四等分してその4分の1を第4に回すというのは決して不可能な数とは私は思えません。

○南館長　現に山本図書館であったり、志紀図書館であったりとか、ローテーションを組む中で、今の現有体制の中でカウンター業務のみで行うのであればその頭数としては足りるのかもしれませんが、カウンター業務にずっと張りついているわけではございませんし、バックヤード業務をしながらということと、また図書館以外での各学校図書館支援業務であったりとか、さまざまな活動をする中でこの人員体制の中で非常にローテーションが組みにくいという状況もございます。そういったところの中で人員が多いか少ないかといえば、他自治体の状況と比較すれば多いということも考えられるかもしれませんが、一定現在のローテーションを組む中ではこの人員体制がきつい状況なので、新たに何らかの人員補充を、人事担当であったりとかそういったところにも要請してるところです。

○松井委員　具体的にその苦しいという状況がどんなふうにもその苦しさに変わってあらわれてきているのかというのをお聞かせいただかないと、ちょっと私も納得しづらいところがまだあります。実際いろいろな他の自治体を見ていただいても、八尾市以上に正規職員をたくさん採用することによって対応している図書館はいくらでもある。まあ、図書館に限らずほかの部署でもいくらでもあるお話だと思います。

運営体制の見直しと云ったら、基本的に今いる職員体制を抜本的に見直した上で、これではやっていけないから指定管理という、そういうふうな話の筋道になるのが普通だと思うんですけども、どうも今の話を聞いていると、現状の体制はもう崩したくない、崩せないという、その前提で話が進んでいるように私には聞こえるんですけども、いかがでしょうか。

○南館長　崩したくないか、崩せないのかということのお考えにつきましては、基本的に崩したくないではなくて、崩せないというのが現状でございます。

○松井委員　ですから、今の職員の配置体制を実際に第4に異動したらどうなるかということの検討をなさったんだろうと思いますけれども、その辺の結果がわかるようなデータは私たち委員にはたぶん示されていないと思いますので、ちょっと言葉だけでは判断しかねる、納得しかねるということです。

○南館長　さまざまな運営形態の中で指定管理を導入した場合であったりとか、それと窓口業務をやった場合ではどうかと、いろいろなさまざまな検証の中におきましては客観的な予算、コスト的な検討をしている自治体もあるというふうには資料では見ております。ただ本市の場合、どういう職員体制を配置するのかということとさまざまな要因がありますし、また財政的な見地だけで果たして議論していいのかどうかということでは、これは

さまざまな協議会の委員の皆様からも御意見をいただいていたところがございます。ですので、コスト的な客観的數字に基づいて議論するのではなくて、どういった今の現有の山本、志紀図書館でのサービスの提供体制を維持、苦しい中でも何とか頑張りながらやれる最低限のラインを決めながら、どういうふうに4つ目を運営していくのかというところでも検討させていただいてきております。松井委員がおっしゃるように、正確な資料なり報告書なりが必要というふうには思われてるんでしょうけども、そういったところについてはさまざまな資料をつくって検討しその資料については修正しながらとか、いろんな新たな検討項目についての資料を集めながら喧々譁々と議論させてきていただいておりますので、一定の資料をまとめるというところには正直、至ってないのですけども、さまざまな情報・資料を加味しながら検討をさせていただいたというところはございます。

○松井委員　はい、すみません、何度も同じような議論になるのは申し訳ないんですけども、そういうふうな部分のデータは、かつて協議会のほうに提示はされたんでしょうか。私は協議会の委員に加わってまだ2年目なので、それ以前の経過というのはよくわかっておりませんが、もし、そういうふうに具体的なデータが示されてここで検討したという過去の経緯があるのであれば、もうそれはそれで結構だと思います。

○南館長　具体的な資料については提示はしておりません。

○松井委員　これまでの八尾市立図書館のサービスが直営でなされてきて、職員の皆さんの非常な努力のたまものとして、こういうふうな高いレベルの図書館サービスができていくというのは、私も非常に評価はさせていただいております。それは本当に職員の皆さんが、非常に努力されている結果だと思います。今のようなサービスを維持するために、第4地域図書館をどうするかということだと思いますけれども、だからといってその指定管理を導入して今のサービス水準が維持されるとか、あるいはさらに高度なサービスレベルに到達できるというふうには、私自身は正直こう思っておりませんので、むしろ直営のまま、もし人員が不足するのであれば、それは非常勤職員を複数配置することによって補っていただければ、直営で運営されるのにこしたことはないというふうに考えているのが私の意見です。

○井上会長　市のほうで基本的に人件費を増やせないという方針はあるんじゃないでしょうか。だから指定管理とか、委託料とかいうことになれば人件費というのがそれは、人件費隠しというちょっと悪い言葉になりますけども、そういうことがあるんじゃないでしょうか。私はよく八尾市の実態はわかりませんが、どこの自治体でも人件費をこれ以上増やすなという中で、いわゆる職員を減らし人件費を減らせというのが国の総務省あたりの見解であるし、そうしないといわゆる一定、国からのいわゆる補助金のようなものはカットされるという、そういう方針が行財政改革の中でかつてありましたよね。だから、そういうことが今も引き続いて行われているんでしょうか、どうか。すみません。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長　すみません。人件費を減らすというふうなことではなしに、やはり我々は行政として最小の経費で最大の効果を発揮する事業運営をするに当たって、運営の効率化を図って経費を縮減できないかということは、やはり我々は絶えず検証する必要がある、我々の責務であるというように考えております。そういう中で八尾市、これまでも行財政改革に取り組んできたところがございますけれども、そういう中の1つとして民間にできることは民間にも任せていく、やはり役所で行っている業務、行政サー

ビスが全て市の職員、公務員でないとできないというように我々、考えているわけではございません。当然公務員でないと、市の職員がやらなければならない業務は当然ございませぬけれども、民間に委ねることができる業務もあるというように考えてございます。そういう中で民間委託も一定、我々は進めているところでございます。したがって、今、会長の御指摘ではございませぬけれども、職員の人件費すべからず抑制しなければならないというようなことで我々、やっているわけではないということについては御理解賜りますようお願いいたします。ただ、民間にやっていただく、この指定管理者制度もそうでございますけれども、当然その前提といたしましては、先ほどから度々申しておりますように、やはり市民サービス、利用者サービスを低下させないというのが大前提でございます。この指定管理者制度の目的というのは、やはり市民サービスの向上を図っていくということと、それから経費の縮減を図るというこの2つが大きな目的でございます。財政的な視点だけでもって我々、指定管理者制度について検討しているというわけではございません。それは、そのための課題というのが前回もお示しをさせていただきましたように、ちょうど6ページに7つの課題というのをお示しさせていただいておりますけれども、やはり図書館におきましては、かねてから文科省からもいろんな形で指定管理者制度にかかわるいろんな留意事項が出されてございます。あるいは、図書館において外部委託する場合はこういうことに留意して検討しなさいという基準が出されてございます。それがこの7つの視点であると。この7つの視点、大きな課題でございますけれども、この課題がクリアできるかどうか指定管理者制度の導入ができるかどうかの1つの目安になってくるかなと。それで、我々、これまで期間をかけて、時間をかけて検討をする中で、一定クリアできるということで今回、こういう形で考え方というのをお示しさせていただいたところでございます。

○井上会長 はい、どうぞ。

○小垣内委員 すみません。やはり、先ほどから指定管理者はどうかなという意見が続くというのはすごく八尾市としてはとても信頼を置かれて、とても喜ばしいような状況なのかなというふうに思っているんですけども、やはりすごく八尾市にしてほしいんだという市民の声という気がするんですけども、先ほどの案で何度も出てますように今、現3館で運営している人員を4館に割いてというふうな御意見がたくさん出てるようなんですけども、実際その現場の方でちょっと今、図書館で実際にお見かけする方が何人かお座りになってらっしゃいますので、現場の職員の方はこの件に関してはどういうふうに思っているのかなというのを今お聞きすることというのはできるんでしょうか。

○井上会長 ちょっとそれはやはり、答えにくいんじゃないでしょうか。それは酷だと思いますよ。こんな公の席で記録に残る発言をそういう囑託職員の方とかに求めるというのは、あるいは現場の職員に求めるというのは。館長だったらいいですよ。ちょっと酷なような気がします。

○小垣内委員 すみませんでした。

○井上会長 私がとめるわけではないんですけども。

○小垣内委員 不粹なことを聞いて申しわけなかったです。こういうふうなつぶやきというのは館長のお耳にというのは入ってくるもんなんですか、じゃあ。

○南館長 つぶやきじゃなくて愚痴だと思います。それは冗談としまして。どういう管

理運営体制にするのかということの大きな視点の話も当然耳に入ることは入りますけども、やはり一番多くいただくのは、勤務体制の中でやはりしんどいという、ローテーションを組む中でしんどいというお話はよく聞きます。休みをとるにおいても調整しながら休みをとっておるといふ状況もあつたりとか、自分が休むために誰かに迷惑がかかってしまっているんじゃないかというようなことの負い目を感じておるとか。そういった話の中で、人員がこういう体制の中でさまざまな業務をやっておると。ましてや今現在、これからもですけども、八尾図書館を新しくすることでの図書館の専門的な図書館本来の業務プラス開館に向けたさまざまな業務が発生しておりまして、それも当面まだ続いていくという中で、それと新しく八尾図書館になりますと、当然今のその人員体制、カウンター窓口の体制とか配架の業務であつたりとか、新たな仕事が出てくる中で、今、八尾図書館の場合は基本的に返却いただいた本については利用者の方々に書架に戻してもらっておるんですけども、これを新しい八尾図書館になったときに、その戻す作業を職員のほうで頑張ろうかということになっています。そうすると、一日当たり大体やはり1,000冊以上の本が返ってくる中で、それを広い図書館の中で戻していく作業が出てくると。そういったいろんな市民の方々に書架で本を探しやすいようにするための業務が出てくるという今の現有のサービス業務に新たな仕事項目がいっぱい出てくるという中で、どういうふうに仕事をこなしていくのかということを見ると、今の人員体制ではやはりしんどいという話も正直、聞いております。その中で4つ目へと広がっていく図書館サービスをどういうふうに体制を組むことによって、今の職員がより力を発揮できるような環境を整えていくのかということころは、館長としてのマネジメントするための役割かなというふうに思っています。

○井上会長 はい、どうぞ。

○小垣内委員 ありがとうございます。もう本当にサービスをすごく向上させよう、またそれに応えていこうというすごい一生懸命な取り組みとか姿勢というのを感じますので、市民として応援したいなあという気持ちでおります。特に、オープンを控えたお店といいますか、新しい図書館となりましたら普通の運営をしているよりはもっともっとう仕事量は増えると思いますし、地域住民の方も新しいものができるとやっぱり殺到しますし、業務量がすごく膨大になるというのは私も予想はしております。でも、先ほど委員さんがおっしゃったように、臨時でその期間的な職員を臨時職員というふうな形での手当ての仕方も1つ検討してもらえるといいのかなあというふうには思います。多分、長期的に民間業者が入り込んでしまうということへの不安というのがすごく拭えないんだろうなあと思いますので、ちょっとその人員に関しては慎重にまた御検討いただいて、また御回答いただければなあと思っております。

○井上会長 はい。今発言されましたように、当然新館になりましたら利用が増え、利用が例えば貸出点数だけでも1.5倍とか、下手をしたら2倍ぐらい増える可能性がある。それが、現状の職員体制で本館的な機能を果たす八尾図書館が運営できるかという、パンクする可能性もありますので。その辺も踏まえて、そしてもう1つ、先ほど言いましたけれども、やはり地域図書館によって職員体制、八尾、山本、志紀と第4では違うというのは、これは大きな問題点になると思います。だから、その辺も踏まえて、何度も言いますが、地域図書館、同じレベルのサービスを展開していくということ、この辺を考慮いた

だいてもう一度教育委員会全体の中で、図書館だけではなかなか結論が出ないでしょうから、考えていただいたらなあと思いますけれども。

今日、ここでこの結論を出すということはちょっと難しいと思うんです。委員さんはまだ納得されてない面もあると思いますので、もう一度年内にでも、今年度内にいわゆる3月までの方針を出されるまでにもう一度協議会を、この件にだけ絞ってでも結構ですので開催していただければと思いますけれども。はい。

○西村館長補佐 ただいま会長のほうから御提案がございました。事務局といたしましても次回の日程の件につきまして、従来であれば3月の下旬ぐらいにさせていただいたようでございますけれども、今回のこの指定管理者の件、指定管理者及び窓口業務委託、その運営体制についての件、テーマを絞ってというお話がございました。この日程は一応、今、現時点でなんですけれども調整しているところでは、教育委員会のほうの日程等も考慮し可能な日なんですけれども、1月16日の木曜日、もしくは1月24日の金曜日。以上、ちょっと二日ぐらいで提案としてさせていただきまして御調整のほうさせていただいたらありがたいんですけれども。議会の対応等いろいろございますので、そのあたりの日程でお願いしたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

○井上会長 松井委員さん。大学の授業はどうですか。

○浦上教育長 ちょっといいですか。

○井上会長 はい、どうぞ。

○浦上教育長 日程のほうは後で事務局と調整、委員さんでしてください。

非常に指定管理の問題は大きいです。やはり、協議会の皆さん方のお声を十分お聞きしながら、そして事務局が一定の判断をし、これ最終的には教育委員会議がございます。そこでもう議案として提出するものですから、そこで合議されて議会のほうに今度は提案するというような形ですので、今ちょっと日程を聞いてたら2月の3、4がもうちょっと限界だなあという感じで、できたら今、館長も言っていましたけども1月中には開催をしたいということですね。それも1月の末だったらしんどいね。

○南館長 そうですね。

○浦上教育長 ちょっと日程的にね。はい。そういうことですのでね。

○南館長 今、1つの案で示させていただいたあたりの幅の中で。

○井上会長 ちょっと委員さんの中でまた相談させていただきます。

○浦上教育長 すみませんが、またそれ、日程を調整してもらえますか。

○井上会長 はい。無理を言いますけど、よろしく願いします。

○浦上教育長 いえいえ。大きなことですから。

○井上会長 ということで先送りになりますけど、管理運営体制案件、協議案件がまだほかにもございますので。時間が余りありませんので、この件については次回に再度協議させていただくということで。

協議案件(3)その他、何かございますか。はい、どうぞ。言ってください。

○吉川委員 すみません。資料の2の最初のページ、窓口業務委託方式のところ、窓口業務等は外部事業者へ委託というふうなことも書いてありますよね。今、指定管理のほうの案を中心に御説明いただいていたかと思うんですけれども、この窓口業務等は外部事業者へ委託というこの案の中身は何を委託するのかというところがちょっと私には見えなくて、

窓口業務のほかにもどんなものがあるのだろうか。どこも人員は厳しい中、例えば施設管理ですとか、いろんなところで委託することもあるのかなあと思ひまして、そのところを私などは教えていただければありがたいのかなあというふうに思っております。あと、公の施設の指定管理者制度に関する基本指針の17ページのあたりの②ですけれども、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることとしまして、最初のポチ、市内企業、団体等の育成に資するかというようなことも書いてあるんですけれども、このあたりはどんなふうな意識をされて、具体的にこういうところが提案してくるような企業を想定できるのだというようなことをお考えになっているのかなあというようなことを少し伺いたかったです。すみません、時間がないのに。

○南館長　まず、窓口業務等のこの考え方なんですけれども、一定これまでも日本図書館協会さんとかで、いろんなところで図書館業務についての基幹業務と付随業務といういろいろな分類がされてきたというふうには聞いております。この中でも、他市の事例でいきますと基幹業務についてはおおむね図書館に来館しない方々へのサービスであったり、課題解決の情報提供とかそういった図書の選書とか、そういったことを基幹業務扱いとしてできるだけ市職員のほうでやっておると。また付随業務として位置づけでは返却カウンターでのサービスであったり、新聞のつづり、カレンダー処理とか郵便の仕分けとか、さまざまな業務について窓口業務委託等の大きなくくりの中で外部へ委託されておるというふうには聞いてますので、そういったカウンター業務以外の、いわゆる基幹業務と付随業務というような分類をさせてもらった中での付随業務的なことが窓口業務の対象になってくるのかなというふうには思っております。また、次の指定管理者の選定における市内事業者の育成に資するかどうかということなんですけれども、ここでは1つの着眼点として選定方法の中での選定の考え方、視点を例示させていただいております。この中で市内企業、公の施設全般的な考え方の指針でございますので、必ずしも、場合によっては市内事業者のほうでこの受託ができる、指定管理者として応募ができるような施設もあるかなというふうには思ってます。そういったところを含めまして、市内の団体というところの育成なり活躍の場の提供であったりとか、そういったところに資するかどうかというのは他の公の施設ではそういった選定もさせてきていただいております。ただ図書館におきましては、こういった市内企業の育成に資するかどうかというところで、市内の事業者さんが図書館の指定管理者として提案ができるのかどうかというところのいろいろな状況も自治体によっては違いますし、八尾市においてもいろんな状況があるかと思ひます。必ずしもこの市内企業の育成に資するかどうかというところを、今回の図書館のもし指定管理者になった場合における選定基準に入れるかどうかというところについては、市内の事業者さんの状況を見ながら入れていくべきかなというふうに思っています。

○井上会長　今の館長の説明の中で基幹業務の考え方というのはいろいろありまして、必ずしもそれが定説ではないんです。だから、カウンター業務は当然基幹業務に入るという考え方もあるわけで、それが、カウンターは基幹業務ではないとは言ひ切れませんので。その辺だけちょっと言っておきます。

○南館長　今現在、基幹業務と付随業務をきれいに切り分けしたということではないので、あくまでも他市さんの事例でいきますと基幹業務と付随業務を分類されて、基幹業務、付随業務としてはそういった業務を入れておられるということの事例での紹介とさせてい

ただきました。

○井上会長　だから、考え方が必ずしも基幹業務はこれで、非基幹業務はこれという区分けもちょっと曖昧なんです、正直に言って。確定したものはないんです。はい。すみません。

よろしいですか。すみません。申しわけないですけどそしたら、(3)その他について、よろしく。

○西村館長補佐　それでは、その他、報告案件につきまして御説明させていただきます。

(1) 八尾市図書館条例の一部改正の件についてでございます。まずお示しをさせていただいております条例改正案につきましては、12月市議会に提案を行いまして、去る9日の文教常任委員会で審査が終了したところでございます。12月20日の本会議におきまして議決されるかの、最終議決の判断をされる形となっております。

そこで提案いたしました図書館条例の主な改正内容でございますけれども、主に3点ございまして、八尾図書館の位置を新八尾図書館の住所地に変更する内容が1点目です。2点目に、これまで規則で規定をいたしておりました図書館の事業を新規で行う業務、今東光氏に関する部分であるとか学習室の設置であるとか、その部分を含めて明記をいたしております。3つ目が、2つ目の学習室の部分の提供につきまして詳細に規定をしております、その学習室の利用についての規定が3項目となります。

主な変更内容は以上となります。また、施行日につきましては、教育委員会規則で定める日といたしまして、今後条例が議決された後に規則改正が必要となってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3点目の、学習室の利用についての補足なんですけれども、新八尾図書館に設置されまます学習室は個人が利用する学習室とグループで利用できるグループ学習室に分かれてございます。また、利用許可等につきましては別途また要綱等で規定を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に(2)新八尾図書館のオープンにつきまして、併せて(3)八尾・山本・志紀図書館の休館についてお知らせをいたします。

まず、新八尾図書館のオープン日でございますけれども、平成26年4月30日(水)を予定しております。

次に、八尾・山本・志紀図書館の休館についてでございます。まず3館ともに共通いたします事項につきまして御説明を申し上げますと、休館開始日は3館ともに平成26年2月20日から休館とさせていただきます。休館の理由でございますけれども、前回の協議会でも御報告をいたしておりますが、図書館情報システムにつきましてデータ移行作業及び同期間内に図書館内、各3館それぞれなんですけれども、BDS、読書通帳機、自動貸出機等設備設置の工事が発生をいたします。これら作業のために山本・志紀両館につきましては、これらの作業を行いまして3月12日(水)の営業再開に向けて取り組みを進めていきたいと存じます。

この期間に停止をいたしますサービスといたしましては、図書資料の貸出・延長・予約の受付、館内での閲覧、レファレンスの問い合わせ、各種イベント、移動図書館の運行についてというふうに考えておりまして、図書資料の返却につきましては、視聴覚資料を除きまして返却ポストでの返却を行うことといたします。なお、新八尾図書館につきまして

は、今、申し上げましたシステム関係の作業のほかに図書資料の移転作業、開館準備作業が発生してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○井上会長 はい。今の報告につきまして質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。はい。じゃあ、その他で何かございますか。はい、どうぞ。

○西村館長補佐 先ほど日程のほう申し上げましたけれども、再度事務局のほうから御提案させていただきまして調整のほうさせていただきますので、またよろしくお願いいたします。

○井上会長 ほかにございませんか。

それでは、大きな宿題を次回に持ち越すこととなりますけれども、本日は皆様方、いろんな御意見をいただきましてありがとうございました。次回いよいよ、どういう方向になるかということを協議会としてまとまるかどうかわかりませんが意見を上げなければなりませんので、次回の協議会の件、開催時にはよろしくお願いいたします。

本日は長時間慎重に御審議いただきましてどうもありがとうございました。これで閉会させていただきますが、どうぞ、池田委員。

○池田委員 すみません。1点、いいでしょうか。前回の協議会のときに映画「じんじん」の上映について皆様方に御協力をお願いしまして、無事に11月12日に上映を終えました。おかげさまで3回の公演で809人の来場者がありました。本当にこの場をおかりしましてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

○井上会長 そしたら、どうもありがとうございました。これで閉会させていただきます。

閉会16:05